

子ども手当の支給がスタートします

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、平成22年度において中学校修了前の子どもについて、「子ども手当」を支給することになりました。

支給額 子ども一人につき月額13,000円

対象 平成7年4月2日以降に生まれた子ども（中学生以下の子ども）

受給者 対象となる子どもを養育している保護者のうち主たる生計維持者

申請窓口 今年4月1日に住民登録がある市区町村

受給者が公務員の場合は職場。

申請期限 4月1日～9月30日に申請した方は、4月分から支給対象となります。

持ち物 受給者の印鑑・預貯金通帳・健康保険証

特別な事情がある方は、別途必要な書類がある場合もあります

受付窓口 平日午前8時45分～午後5時30分に名寄庁舎2階

子ども未来課または風連庁舎地域住民課へ

申請手続きの有無について
児童手当を受給している方

子どもが中学1年生以下（平成9年4月2日以降生まれ）だけの場合

申請は不要です。

（児童手当から子ども手当に切り替わります）

子どもが中学2年・3年生（平成7年4月2日～9年4月1日生まれ）もいる場合

申請が必要です。

（中学2年・3年生の分を申請してください）

児童手当を受給していない方

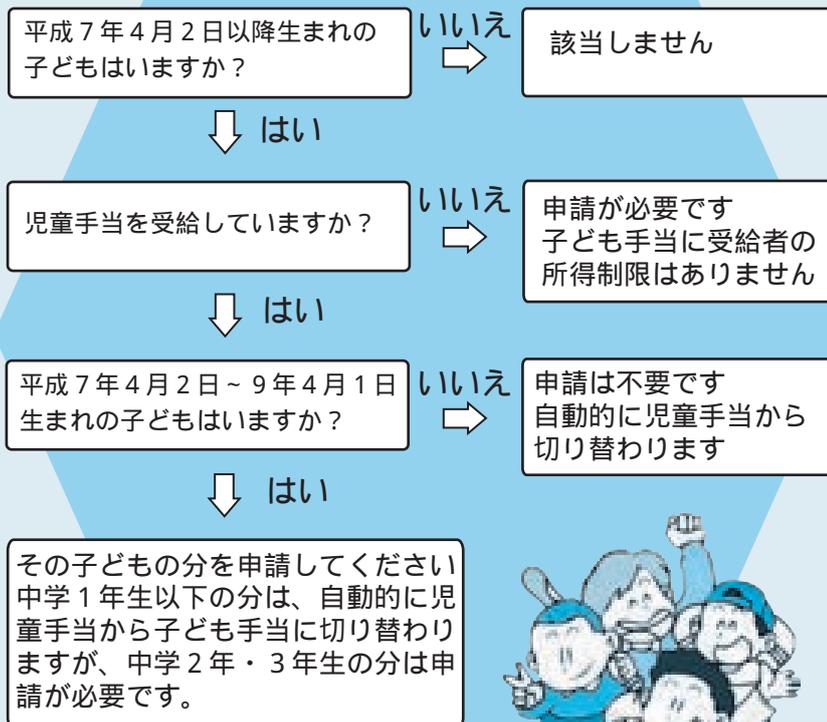
申請が必要です。

（平成7年4月2日以降に生まれた子どもがいる場合は申請してください）

申請が必要です。

（原則として、請求のあった月の翌月分から手当が支給されます）

子ども手当申請の流れ



申請・問い合わせ
名寄庁舎2階13番窓口
子ども未来課（内線3242）
風連庁舎1階地域住民課

（注）この場合は申請猶予期間（9月30日まで）の対象ではありませんのでお早目に申請してください。
・の方については、申請手続き・支給に関してすでにお知らせしています。

「児童手当」と「子ども手当」
児童手当 平成21年度で終了
小学校修了まで支給、受給者の所得制限あり
子ども手当 平成22年度から開始
中学校修了まで支給、受給者の所得制限なし